令和5年度第1回 昭島市総合教育会議議事録

昭 島 市

- 1 開催日 令和6年3月22日
- 2 場 所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者 臼井伸介市長、山下秀男教育長、紅林由紀子教育委員、氏井初枝教育委員、 松本芳之教育委員、眞如むつ子教育委員
- 4 開 会 午後1時00分
- 5 閉 会 午後1時40分
- 6 大 要
 - 〇臼井市長 本日、本年度第1回目の総合教育会議を開催するにあたりまして、私から一言 御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスは落ち着きを見せておりますものの、季節性インフルエンザにはまだまだ注意が必要な状況が続いており、また、花粉症がつらい時期でもあります。委員の皆様におかれましては、健康管理には、くれぐれも御留意いただきたいと存じます。

はじめに、昨年度、本会議にて議題といたしました「部活動の地域連携・地域 移行」についてでありますが、今年度、教育委員会において、「中学校部活動の 地域連携・地域移行に向けた検討委員会」を立ち上げ、3回の会議を開催し検討 をしてまいりました。

この会議において、生徒と教員に実施した部活動指導員及び部活動指導補助 員の配置についてのアンケート結果から、生徒の技術の向上や教員の働き方改 革の両面で効果があることが確認できました。

これらの検討結果も踏まえ、令和6年度の予算につきましては、部活動指導員の配置時間数を令和5年度の6割増、部活動指導補助員は令和5年度の4割増とし、中学校部活動の地域連携の充実による推進を図ってまいりますことを、御報告させていただきます。

次に、本日の議題についてでありますが、教育現場における、いじめや不登校などの課題への対応の一環であります、「スクールロイヤー」の導入につきまして、教育委員の皆様と、様々な視点から協議をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の会議での委員皆様からの御意見を踏まえつつ、諸課題の解決に向けた方向性をしっかりと導きだし、教育の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の議事に入る前に、昭島市総合教育会議運営要綱第3条第3項 の規定に基づく、本日の議事録への署名につきましては、松本教育委員にお願い をいたします。

続きまして、議題に移りますが、説明に入る前に事務局から配布資料を確認させていただきます。

- ○企画政策課長 それでは本日の資料の確認をさせていただきます。初めに、本日の日程でございます。次に総合教育会議資料の①といたしまして、スクールロイヤーの導入について、資料の②といたしまして、スクールロイヤーによる法律相談でございます。
- ○臼井市長 それでは議題の「スクールロイヤーの導入について」 御協議をいただきたいと 存じます。

では、担当より説明をお願いします

○統括指導主事 それではスクールロイヤー導入について御説明させていただきます。資料①を御覧ください

初めに本件導入に関わる経緯でございますが、学校で発生する様々な問題について、児童生徒の最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉などの視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う専門家が必要であるとの考えから、昭島市内の公立小中学校の諸問題の解決に向けた指導助言を行う弁護士1名を配置するものでございます。いじめや不登校などの複雑化、長期化する様々な問題に対して専門的立場からの指導助言を学校が受けることで、学校運営の安定と教職員の負担軽減を図り、児童生徒の最善の利益の実現を目指してまいりたいと考えております。

このような目的を踏まえまして、次のように本事業を展開してまいります。

まずは事業概要、法律相談についてでございます。内容につきましては、学校の運営及び児童生徒への教育指導等で生じた法的な問題について、スクールロイヤーによる指導助言を行います。対象者につきましては、学校に勤務する常勤の教職員及び昭島市教育委員会事務局とし、学校は校長及び副校長が窓口となります。なお、スクールロイヤーは、学校及び事務局の代理人となって、保護者と直接交渉を行うことはできません。

相談方法といたしましては、原則として学校及びスクールロイヤーの事務所での面談となります。ただし、相談内容の性質や緊急性に応じて、電話や電子メール、オンライン会議などでも対応が可能でございます。相談時間につきましては、原則として平日の午前9時30分から午後5時30分までとし、電子メールによる相談は24時間受付を行います。相談回数は無制限で、課題の解決まで継続といたします。

続きまして、学校法律問題研修につきましては、学校に勤務する常勤の教職員 及び事務局を対象として、年1回以上実施いたします。令和6年度は5月上旬に 校長及び副校長を対象に、5月下旬に生活指導主任会において研修の実施を予 定しております。学校及び事務局に対する指導助言につきましては、学校及び事務局からの要請により、スクールロイヤーが会議に出席し、法的な見地から指導助言を行います。やむを得ずスクールロイヤーが会議に参加できない場合は、学校及び事務局からの会議資料をスクールロイヤーが分析の上、指導助言を行います。

続きまして資料②をご覧ください。

スクールロイヤーによる法律相談対応のフロー図であります。左側が教育委員会、右側が学校の対応となっております。相談依頼から報告までの流れを図式化いたしました。事務局といたしましては、依頼書の提出と同時に、学校と指導主事が十分に情報共有を行い、迅速にスクールロイヤーに指導助言の依頼を行えるよう進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○臼井市長 ありがとうございました。

本市においても顧問弁護士にお願いしているところですけれども、様々な市民からの要望等の中で、なかなか我々だけでは解決できない問題等については、法的根拠がないと、市民の皆さんが納得しないこともあり、内容によっては顧問弁護士に相談するよう各部各課で対応しているところであります。顧問弁護士に対応した中でやっていくと、問題解決等、速やかに話が進むというケースもありますから、時代が変わって、法的根拠が重要であると感じるところであります。学校においては、スクールロイヤー等の導入し、対応がしっかりできればいいと思っておりますので、皆様から御意見御質問を頂戴したいと思います。眞如委員からございますか。

○眞如委員 文科省がスクールロイヤーの導入状況調査を実施しており、約7割が未導入という結果が出ていたが、未導入のところでは顧問弁護士に相談してやっているところがありました。ただ、それでも学校に特化し、専門的に学校の問題に対して向き合う方が常時いらっしゃる方がありがたいことであります。学校において、法的根拠を聞かれることが一番弱い部分であるので、そこの指導助言をいただきながら、目的の一番大切なところである児童生徒の最善の利益の実現、ここに向けてやってもらえると期待しておりますので、昭島市でスクールロイヤーの導入を考えていただけることについて、ありがたいことだと思っております。

以上です。

- ○臼井市長 ありがとうございました。 松本委員いかがでしょうか。
- ○松本委員 内容及び対象者について、保護者と直接交渉を行うことはできないとあり、学校又は弁護士の事務所で面談するとなっております。面談をする人は弁護士と 学校関係者と考えればいいのでしょうか。それとも保護者側に弁護士が介在す

る云々はわからないということでしょうか。

- ○統括指導主事 弁護士がその場にいらっしゃると、中立性が担保できないと打ち合わせ の中で弁護士からも御意見をいただいております。そのため、ここの対象者は先 生方が相談することを想定しています。
- ○松本委員 最初はこのことがわからなかったので、弁護士と保護者がやりとりを行うものと認識していました。ただこの制度はそうではなく、第三者介入による紛争処理の迅速化だということを理解しました。

この新しい制度ができたときに、この制度に似ているものは何だろうかと考えました。アナロジーという手法であって、人間には新しいことはなく、今までの何かに演じているというものですが、それこそオンブズマンに似ていると思いました。ただ、オンブズマンは直接申立人と交渉するということになるので、そこの部分は違っていたと思います。

現実問題として、この制度がどういう形で運営されるか、何で問題になってくるかといいますと、ほぼ保護者との対応、保護者のクレームと言っていいと思っています。その点は、オンブズパーソンとは同じだと思います。保護者側の、あるいは市民側のクレームへの対応ということで、一番良いのは当事者をフィールドから引き離すという手法になりますけれども、それができないとなれば法的なバックアドバイザーになるだろうと思います。

スクールロイヤーは法律を根拠として、私が調べた限りでは8割方以上が、保護者とのトラブル、こじれたトラブルに対するブレーキとしており、介入することによって実際に効果を上げているようであります。実際に文科省でもそういう報告が出ておりますので、いじめ云々ということより遥かにそこの比重が現実的に多いはずです。この制度を活用するとなったとき、その起こっている紛争に対して、それこそアナロジーとして、オンブズパーソンが対処してきた市民、この場合であれば保護者側の不平不満に対して明確な法的根拠を示し、その不当性を示していくというのが実際上の職務になる、この手続き根拠の論理性がポイントになっていくのだと思います。

はなから否定や駄目出しというのは良くありませんので、弁護士がデュープロセスという形でやっていくのだと思います。この否定の出し方というのは、あなたの言っていることは間違っていると言うことではなく、あなたの言っている点をまず全部拾い上げていきます。オンブズパーソンで私がやっていたことはこれであります。あなたが言いたいことは何ですかということを列挙し、それに対して、こういう点から不当である、あるいはこれは明らかに市側が間違っているということであれば、市に対して明確に否定、改善意見を求めるということになります。

私がオンブズパーソンをやっていた限りでは、市側に明らかに問題があるというのは2例しかなく、グレーゾーンが1例でした。

他は市民側の不当な申立てであり、その不当な申立てを否定することや市側が正しいと言うこと、あるいは学校の場合であったら学校側が正しいと言うだけでは退くことは難しく、その根拠を明確に示さないといけない。それには何を

するかというと、訴えてきた人間のその具体的な指摘に対して、全部ピックアップし、この部分の申立ては不当ですという形で対応していく必要があります。アドバイザーはこのようなことが必要となってきます。あなたの言っていることはただ間違っていますと言うのではなく、論理的に間違っていることを言わないと、それこそオンブズパーソンに怒鳴り込んできます。実はこのプロセスというのは論文を書くことと全く同じであるということを途中で気がつきました。つまり、不満を持っていると、不満は不当ですということを論理的に示して、納得させるというのは、おそらく通常のことで、これは紛争当事者である学校長あるいは教員と保護者、この二者関係だけでは解決がつかないので、それに対してアドバイスをすると、法的な裏付けをもって示すということが仕事であるというふうに自覚しまして、実際に導入したところは、この効果が出ているということを確認しています。法律家ですから、不満に対して、ここは駄目、ここは納得できますということを示してくれるはずなので、いいと思います。以上です。

- ○臼井市長 ありがとうございました。 次に氏井委員お願いします。
- ○氏井委員 スクールロイヤーの制度が導入されてから3年目の文科省の調査結果を新聞で拝見しましたが、今までお話が出たように圧倒的に多い相談内容というのは、保護者等からの過剰な苦情や、不当な要求であり、それが7割から9割を占めている結果を読みました。続いていじめや暴力などの問題行動につながるわけですが、やはりなんといっても圧倒的にその保護者からの苦情というのが多いということを把握できました。

先ほどの統括指導主事からの説明の中で、一点私が引っかかったところがあるので教えていただきたいのですが、法律相談の対象者は、学校に勤務する常勤の教職員と書いてございます。昨今本当に学校には様々な立場の方が入ってくださっている中で、常勤ではない方に何か問題が起こったときはどうなるのか、全く蚊帳の外に置かれてしまうのか、対象にならないのか、それでいいのかというのが疑問に思ったところです。

それから先行市の地域のことを調べている中で、直接保護者からの相談を受け付けているところや、子供からの法律相談を受けているところもあるという情報も得ましたが、御説明があったように学校は校長や副校長が窓口になり、直接保護者と交渉を行うことはできないというふうに書いてございますけれども、導入される初めとしてこれが妥当と思っております。

年を重ねていく中で変更が出てくるかもしれませんが、スムーズにスクール ロイヤーの導入をするということでは、先ほど御説明いただいたのが適切であ ると感じております。

また、研修のことが書かれておりましたけれども、教員と弁護士が一緒になって子供を対象に、何かいじめの予防を対象とした授業を行うというような先行事例も他の地域から情報を得ましたが、そのような子供を対象とした研修もいいのではないかなと感じました。

以上です。

○指導課長 直接保護者から相談に乗るというあり方については、今回御依頼をする際、弁 護士の方からそういう対応は難しいと言われた経緯があります。

> また教員と弁護士が一緒になって子供への授業を実施することについても、 これもまた有効なことと思っておりますが、このたびに考えております学校法 律問題研修は、まず導入として教員対象また事務局対象の研修というふうに考 えております。

以上です。

- ○氏井委員 常勤の教員のみというのはそこら辺についてはどのようにお考えですか。も し教えていただけたらありがたいです。
- ○指導課長 学校の中で生じている教職員に関わる問題については、管理職が吸い上げて、 そこで相談ができずに困る教職員がないようにということで対応していきたい と考えております。
- ○臼井市長 よろしいですか。 次に紅林委員お願いします。
- ○紅林委員 ここに記されているように昨今いろいろな学校での問題は起きておりますし、 保護者も様々な保護者がいて、不当な要求もありますので、安心して先生方が学校経営、指導に当たれるという意味で、非常にありがたい良い制度、体制という ふうに感じております。先生方が安心して指導に当たれるということは、子供たちも安心できるということだと思いますので、とてもありがたいというふうに感じました。

ただ一つだけ、法的な根拠に基づく不当な要求に対して、冷静に論理的に、ここは正しいけど、どこか違うというようなことをお話しして、解決していくというのはとても素晴らしいことだと思いますが、そういう法的根拠という力強い味方を学校側が持った時に、保護者の悩みや困ったこと、そういうことに対しての相談できる窓口というのが、もちろん今いろいろ考え、用意されてはいるんですけれども、それがより身近に、気軽に、そして都にまで行かなくても市で気軽に相談できるというような、その相談窓口の強化みたいなことも、一方にもっと力を入れていく必要があるというふうに感じました。

あと一点お伺いしたいのは、このスクールロイヤーの方は、様々な学校あるいは教育委員会から法的な部分で相談するということになるわけですけれども、例えばいじめの問題の時のように、向こう側も弁護士を立ててきたというようなケースの場合は、その方が市側を担当し、弁護士になられるのか、そのケースはまた別個に弁護士を探すことになるのか、そこが混同しそうだったので教えていただければというふうに思います。

○学校教育部長 まず今昭島市には顧問弁護士がいます。今回このスクールロイヤーは、教

育委員会、学校の様々なことに相談させていただきます。今紅林委員がおっしゃった、例えば相手側に弁護士を立てるというときには、おそらく訴訟までいかなくても、その弁護士と弁護士との話し合いになると思います。そういうときには、普段相談業務の委託をしている市の顧問弁護士に相談をし、例えば仮に訴訟になったときはその案件について、顧問弁護士にお願いをするという形になりますので、相手が弁護士を立ててというときにはこのスクールロイヤーではなくて、例えば市の顧問弁護士とかに相談をしながら対応していくと、そういうふうになります。

○臼井市長 よろしいですか。

最後に山下教育長いかがでしょうか。

○山下教育長 今の部長の答えの補足ですけれども、顧問弁護士に相談するのと、それから 案件によっては、このスクールロイヤーとは別に教育側から弁護士を選んで お願いしていくということもあると思います。

いじめ問題については、昭島市ではいじめ問題調査委員会の常設されておりますので、そちらの方の案件だろうと思います。

スクールロイヤーに関しては、私も最初は、この弁護士と保護者が直接いろいろ話し合うことができるのではないのかというイメージでいました。ところが下話を進めていく中で、弁護士は直接保護者とは相対せないというようなことがわかりまして、なぜかと聞くと、一つには弁護士会の内規の中で、直接会うことはできないというふうに決められていることと、それから学校の教員で、しかも弁護士資格を持っている方も日本にはいますが、そういう方は常設のスクールロイヤーとして、学校の中で活動しているわけではなくて、そういう方はまた他に外で頼んでいるというようなこともあって、その方は利益相反してしまう部分があると、弁護士が直接保護者と対応することによって利益相反のリスクがあるので、それはできないということからやってないということであります。

滑り出してみないとわからないですけれども、いろいろな指導助言をいただきながら、学校側あるいは教育委員会事務局としても保護者の人に対応するわけですけれども、それですっきり解決できないこともおそらくあるのかなと思います。

そうなったときに、その先の対応としてどうすればいいのかなというところが、またいろいろと出てこようかなと思いますので、滑り出してからいろいろとよく状況を見ながら、スクールロイヤーを運用していけばいいのかなと思います。

松本委員がオンブズパーソンの御経験者なので、今松本委員がおっしゃられたことで、私もかなり見えた部分というのがありまして、そういう形でいけば、直接保護者と相対せなくても、うまく落としどころを見出せるのかなということも感じたところであります。とにかくせっかく導入するわけですから、積極活用し、少しでも教員の負担軽減に資するものにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○臼井市長 どうもありがとうございました。

今多摩 26 市の令和 4 年 6 月時点では導入済みが八王子市と青梅市と町田市と 西東京市で、立川市は昨年から導入していることが調べでわかりました。

やはりいろいろなツールを使いながら、子供たちにとって何が大切なことか、あるいは学校の教職員にとって何が大事なのか、お互い様の様々な考え方があると思うので、そこら辺の中を、中立的な立場で一度こんがらがった糸がしっかりとほどけるような形の中で、そしてまた改めて考えていくというのは、もう大事なこと。これはオンブズパーソンもそういうような立場ですので、今後はこんがらがった糸をほどいて真っ直ぐに1回直してからどう考えましょうかというところが、オンブズパーソンはその役割でしたけれども、そういった意味で少し似ているのかなと思います。学校問題の中でしっかりとした対応していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

他に何か皆さんの方からありますか。事務局よりお願いします。

○企画政策課長 次回の会議につきましては、課題等を整理した上で、議題を設定させていただき、改めて日程調整をさせていただきたいと考えております。

なお、緊急の場合は、この限りではございませんので、あらかじめ御了承ください。よろしくお願いいたします。

- 〇臼井市長 最後に、全体を通しまして御意見等ございますか。 山下教育長お願いします。
- ○山下教育長 このスクールロイヤーの導入でですね、どのような運用をしていくのかというのもこれからですけれども、一定のところで教育委員会にももちろん報告をさせていただきますし、この総合教育会議においても、調査の方とまた報告の機会をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○臼井市長 どうもありがとうございました。

本日は、「スクールロイヤーの導入について」、教育委員の皆さまと協議させていただきました。

本日いただいた御意見等を踏まえ、スクールロイヤー導入に向け、鋭意、取り 組んでまいりたいと存じます。

新年度における教育施策につきましては、市議会定例会において、教育長から 基本的考え方について申し述べたところでございます。

今後におきましても、教育委員の皆様と意見を交わし、協議・調整を図る中、 教育委員会と市長部局の一層の連携を図りつつ、教育施策の推進に努めてまい りますとともに、子ども達の成長をしっかりと支え、昭島の未来を担う人材の育 成に向け、全力で取り組んでまいりたいと思います。 それでは、ただ今をもちまして、令和5年度第1回 昭島市総合教育会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

署	名	